

第6節 保険会社に対する検査（資料19-1-9参照）

I 生命保険会社に対する検査実施状況の概要

生命保険会社については、ソルベンシー・マージン基準の厳格化など健全性確保のための監督上の措置の見直しや担当検査部門の拡充を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の正確性や保険募集管理態勢等について重点的に検証してきたところである。

生命保険会社に対する検査については、平成14年5月31日現在、7社に対して検査を実施している。また、そのうち、3社に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1社当たり平均して22.3日間の立入日数で、10.0人を投入している。

II 損害保険会社に対する検査実施状況の概要

損害保険会社については、生命保険会社同様、ソルベンシー・マージン比率の正確性や保険募集管理態勢等について重点的に検証してきたところである。

損害保険会社に対する検査については、14年5月31日現在、8社に対して検査を実施している。また、そのうち、2社に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1社当たり平均して17.6日間の立入日数で、8.8人を投入している。

III 検査結果の概要

検査（12検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は以下のとおりである。

1. 法令等遵守態勢

- （1）法令等遵守に対する役職員の認識が甘く、業容拡大を優先させ、法令等遵守に対する取組は不十分なものとなっている。
- （2）団体契約等について、チェックが不十分なことから、適格性の欠ける団体が混入しているものが認められる。

2. リスク管理態勢

- （1）リスク管理態勢については、リスク管理基本方針が策定されていないほか、リスク全体を管理する体制が構築されていない。
- （2）事務リスクについては、統括管理部署による管理方法が定められていない。
- （3）システムリスクについては、外部委託に関するセキュリティーポリシーが不十分である。

3. 内部監査・外部監査等

- (1) 内部監査については、事務処理状況等の監査を行うにとどまっており、コンプライアンス及びリスク管理の観点からの監査は行われていない。
- (2) 監査結果を原因分析し取締役会に報告していないほか、監査結果のフォローアップも行われていない。